

広島市告示(佐伯区)第 18 号
令和 8 年 3 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和8年3月2日
に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により
告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	260302701001	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	KBJK07810	広島B241986	スポーツ	白
2	260302701002	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	A17AF09568	広島え079143	普通	赤
3	260302701003	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	G170214955	広島A998307	ミニ	銀
4	260302701004	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	STSKY29751	広島B316000	普通	茶
5	260302701005	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	B2B22968	大阪府警 寝屋310554	普通	黒
6	260302701006	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	91D2465	広島う543516	電動	白
7	260302701007	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	B1A62648	広島う745613	電動	紺
8	260302701008	自転車	佐伯_規制区域	2026/3/2	F71207897	広島う437275	普通	クリーム